

昭和四十六年法律第六十八号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進等(第八条―第十一条)
- 第三章 高年齢者等の再就職の促進等
 - 第一節 国による高年齢者等の再就職の促進等(第十二条―第十四条)
 - 第二節 事業主による高年齢者等の再就職の援助等(第十五条―第二十一条)
 - 第三節 中高年齢失業者等に対する特別措置(第二十二条―第三十二条)
- 第四章 地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の確保(第三十三条―第三十五条)
- 第五章 定年退職者等に対する就業の機会の確保(第三十六条)
- 第六章 シルバー人材センター等
 - 第一節 シルバー人材センター(第三十七条―第四十三条)
 - 第二節 シルバー人材センター連合(第四十四条―第四十五条)
 - 第三節 全国シルバー人材センター事業協会(第四十六条―第四十八条)
- 第七章 国による援助等(第四十九条―第五十一条)
- 第八章 雑則(第五十二条―第五十四条)
- 第九章 罰則(第五十五条―第五十七条)
- 附則
- 第一章 総則
 - (目的)
 - 第一条 この法律は、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もつて高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。
 - (定義)
 - 第二条 この法律において「高年齢者」とは、厚生労働省令で定める年齢以上の者をいう。
 - 第三条 この法律において「高年齢者等」とは、高年齢者及び次に掲げる者で高年齢者に該当しないものをいう。

一 中高年齢者(厚生労働省令で定める年齢以上の者をいう。次項において同じ。)である求職者(次号に掲げる者を除く)。

二 中高年齢失業者等(厚生労働省令で定める範囲の年齢の失業者その他就職が特に困難な厚生労働省令で定める失業者をいう。第三章第三節において同じ。)

三 この法律において「特定地域」とは、中高年齢者である失業者が就職することが著しく困難である地域として厚生労働大臣が指定する地域をいう。

(基本的理念)

第三条 高年齢者等は、その職業生活の全期間を通じて、その意欲及び能力に応じ、雇用の機会その他の多様な就業の機会が確保され、職業生活の充実が図られるように配慮されるものとする。

2 労働者は、高齢期における職業生活の充実のため、自ら進んで、高齢期における職業生活の設計を行い、その設計に基づき、その能力の開発及び向上並びにその健康の保持及び増進に努めるものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、その雇用する高年齢者について職業能力の開発及び向上並びに作業施設の改善その他の諸条件の整備を行い、並びにその雇用する高年齢者等について再就職の援助等を行うことにより、その意欲及び能力に応じてその者のための雇用の機会の確保等が図られるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者が高齢期においてその意欲及び能力に応じて就業することにより職業生活の充実を図ることができるようするため、その高齢期における職業生活の設計について必要な援助を行うよう努めるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は、事業主、労働者その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じ、これらに對し必要な援助等を行うとともに、高年齢者等の再就職の促進のために必要な職業紹介、職業訓練等の体制の整備を行う等、高年齢者等の意欲及び能力に応じた雇用の機会その他の多様な就業の機会の確保等を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(高年齢者等職業安定対策基本方針)

第六条 厚生労働大臣は、高年齢者等の職業の安定に関する施策の基本となるべき方針(以下

「高年齢者等職業安定対策基本方針」という。)を策定するものとする。

2 高年齢者等職業安定対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 高年齢者等の就業の動向に関する事項

二 高年齢者の就業の機会の増大の目標に関する事項

三 第四条第一項の事業主が行うべき職業能力の開発及び向上、作業施設の改善その他の諸条件の整備、再就職の援助等並びに同条第二項の事業主が行うべき高齢期における職業生活の設計の援助に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針となるべき事項

四 高年齢者雇用確保措置等(第九条第一項に規定する高年齢者雇用確保措置及び第十条の二第四項に規定する高年齢者就業確保措置をいう。第十一条において同じ。)の円滑な実施を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

五 高年齢者等の再就職の促進のため講じようとする施策の基本となるべき事項

六 前各号に掲げるもののほか、高年齢者等の職業の安定を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

3 厚生労働大臣は、高年齢者等職業安定対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するとともに、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 厚生労働大臣は、高年齢者等職業安定対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、高年齢者等職業安定対策基本方針の変更について準用する。

(適用除外)

第七条 この法律は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)第六條第一項に規定する船員については、適用しない。

2 前条、次章、第三章第二節、第四十九条及び第五十二条の規定は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。

第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進等

(定年を定める場合の年齢)

第八条 事業主がその雇用する労働者の定年(以下単に「定年」という。)の定めをする場合には、当該定年は、六十歳を下回ることができない。

い。ただし、当該事業主が雇用する労働者のうち、高年齢者が従事することが困難であると認められる業務として厚生労働省令で定める業務に従事している労働者については、この限りでない。

(高年齢者雇用確保措置)

第九条 定年(六十五歳未満のものに限る。以下この条において同じ。)の定めをしていない事業主は、その雇用する高年齢者の六十五歳までの安定した雇用の確保のため、次の各号に掲げる措置(以下「高年齢者雇用確保措置」という。)のいずれかを講じなければならない。

一 当該定年の引上げ

二 継続雇用制度(現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者とその定年後も引き続き雇用する制度をいう。以下同じ。)の導入

三 当該定年の定めを廃止

2 継続雇用制度には、事業主が、特殊関係事業主(当該事業主の経営を實質的に支配することが可能となる関係にある事業主その他の当該事業主と特殊の関係のある事業主として厚生労働省令で定める事業主をいう。以下この項及び第十条の二第一項において同じ。)との間で、当該事業主の雇用する高年齢者であつてその定年後に雇用されることを希望するものをその定年後に当該特殊関係事業主が引き続いて雇用することを約する契約を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の雇用の確保がなされるものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用(心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の継続雇用制度における取扱いを含む。)に関する指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

4 第六条第三項及び第四項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。

(公表等)

第十条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定に違反している事業主に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、その事業主がなお前条第一項の規定に違反していると認めるときは、当該事業主に対し、高年齢者雇用確保措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(高年齢者就業確保措置)

第十条の二 定年(六十五歳以上七十歳未満のものに限る。以下この条において同じ。)の定めをして事業主又は継続雇用制度(高年齢者を七十歳以上まで引き続いて雇用する制度を除く。以下この項において同じ。)を導入している事業主は、その雇用する高年齢者(第九条第二項の契約に基づき、当該事業主と当該契約を締結した特殊関係事業主に現に雇用されている者を含み、厚生労働省令で定める者を除く。以下この条において同じ。)について、次に掲げる措置を講ずることにより、六十五歳から七十歳までの安定した雇用を確保するよう努めなければならない。ただし、当該事業主が、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の同意を厚生労働省令で定めるところにより得た創業支援等措置を講ずることにより、その雇用する高年齢者について、定年後等(定年後又は継続雇用制度の対象となる年齢の上限に達した後をいう。以下この条において同じ。)又は第二号の六十五歳以上継続雇用制度の対象となる年齢の上限に達した後七十歳までの間の就業を確保する場合は、この限りでない。

契約に基づき当該事業主が当該事業を開始する当該創業高年齢者等に金銭を支払うものに限る。)を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の就業を確保する措置。

一 その雇用する高年齢者が希望するときは、次に掲げる事業(ロ又はハの事業については、事業主と当該事業を実施する者との間で、当該事業を実施する者が当該高年齢者に対して当該事業に従事する機会を提供することを約する契約を締結したものに限り)について、当該事業を実施する者が、当該高年齢者との間で、当該事業に係る委託契約その他の契約(労働契約を除き、当該委託契約その他の契約に基づき当該事業を実施する者が当該高年齢者に金銭を支払うものに限る。)を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の就業を確保する措置(前号に掲げる措置に該当するものを除く。)

歳から七十歳までの安定した雇用の確保その他就業機会の確保のため必要があると認めるときは、事業主に対し、高年齢者就業確保措置の実施について必要な指導及び助言をすることができ。

二 厚生労働大臣は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、高年齢者就業確保措置の実施に関する状況が改善していないと認めるときは、当該事業主に対し、厚生労働省令で定めるところにより、高年齢者就業確保措置の実施に関する計画の作成を勧告することができる。三 事業主は、前項の計画を作成したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出するものとする。これを変更したときも、同様とする。四 厚生労働大臣は、第二項の計画が著しく不適当であると認めるときは、当該計画を作成した事業主に対し、その変更を勧告することができる。

2 公共職業安定所は、高年齢者等を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配置、作業の設備又は環境等高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、必要な助言その他の援助を行うことができる。

第二節 事業主による高年齢者等の再就職の援助等
第十五条 事業主は、その雇用する高年齢者等(厚生労働省令で定める者に限る。)その他厚生労働省令で定める者(以下この項及び次条第一項において「再就職援助対象高年齢者等」という。)が解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他の厚生労働省令で定める理由により離職する場合において、当該再就職援助対象高年齢者等が再就職を希望するときは、求人者の開拓その他当該再就職援助対象高年齢者等の再就職の援助に関し必要な措置(以下「再就職援助措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。
第十六条 事業主は、再就職援助対象高年齢者等のうち厚生労働省令で定める数以上の者が前条第一項に規定する厚生労働省令で定める理由により離職する場合には、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。
第十七条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由(以下この項において「解雇等」という。)により離職することとなつていいる高年齢者等(厚生労働省令で定める者に限る。)が希望するときは、その円滑な再就職を促進するため、当該高年齢者等の職務の経歴、職業能力その他の当該高年齢者等の再就職に資する事項(解雇等の理由を除く。)として厚生労働省令で定める事項及び事業主が講ずる再就職援助措置を明らかにする書面(以

再就職の援助等
第二節 事業主による高年齢者等の再就職の援助等
第十五条 事業主は、その雇用する高年齢者等(厚生労働省令で定める者に限る。)その他厚生労働省令で定める者(以下この項及び次条第一項において「再就職援助対象高年齢者等」という。)が解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他の厚生労働省令で定める理由により離職する場合において、当該再就職援助対象高年齢者等が再就職を希望するときは、求人者の開拓その他当該再就職援助対象高年齢者等の再就職の援助に関し必要な措置(以下「再就職援助措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。
第十六条 事業主は、再就職援助対象高年齢者等のうち厚生労働省令で定める数以上の者が前条第一項に規定する厚生労働省令で定める理由により離職する場合には、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。
第十七条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由(以下この項において「解雇等」という。)により離職することとなつていいる高年齢者等(厚生労働省令で定める者に限る。)が希望するときは、その円滑な再就職を促進するため、当該高年齢者等の職務の経歴、職業能力その他の当該高年齢者等の再就職に資する事項(解雇等の理由を除く。)として厚生労働省令で定める事項及び事業主が講ずる再就職援助措置を明らかにする書面(以

下「求職活動支援書」という。)を作成し、当該高年齢者等に交付しなければならない。

2 前項の規定により求職活動支援書を作成した事業主は、その雇用する者のうちから再就職援助担当者を選任し、その者に、当該求職活動支援書に基づいて、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所と協力して、当該求職活動支援書に係る高年齢者等の再就職の援助に関する業務を行わせるものとする。

(指導、助言及び勧告)

第十八条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定に違反している事業主に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、その事業主がなお前条第一項の規定に違反していると認めるときは、当該事業主に対し、求職活動支援書を作成し、当該求職活動支援書に係る高年齢者等に交付すべきことを勧告することができる。

(求職活動支援書に係る労働者に対する助言その他の援助)

第十九条 求職活動支援書の交付を受けた労働者は、公共職業安定所に求職の申込みを行うときは、公共職業安定所に、当該求職活動支援書を提示することができる。

2 公共職業安定所は、前項の規定により求職活動支援書の提示を受けたときは、当該求職活動支援書の記載内容を参照し、当該求職者に対し、その職務の経歴等を明らかにする書面の作成に関する助言その他の援助を行うものとする。

3 公共職業安定所長は、前項の助言その他の援助を行うに当たり、必要と認めるときは、当該求職活動支援書を作成した事業主に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(募集及び採用についての理由の提示等)

第二十条 事業主は、労働者の募集及び採用をする場合において、やむを得ない理由により一定の年齢(六十五歳以下のものに限る。)を下回ることを条件とするときは、求職者に対し、厚生労働省令で定める方法により、当該理由を示さなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する理由の提示の有無又は当該理由の内容に関して必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(定年退職等の場合の退職準備援助の措置)

第二十一条 事業主は、その雇用する高年齢者が定年その他これに準ずる理由により退職した後においてその希望に応じ職業生活から円滑に引退することができるようにするために必要な備えをすることを援助するため、当該高年齢者に対し、引退後の生活に関する必要な知識の取得の援助その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三節 中高年齢失業者等に対する特別措置

(中高年齢失業者等求職手帳の発給)

第二十二条 公共職業安定所長は、中高年齢失業者等であつて、次の各号に該当するものに対して、その者の申請に基づき、中高年齢失業者等求職手帳(以下「手帳」という。)を発給すること。

- 一 公共職業安定所に求職の申込みをしていること。
- 二 誠実かつ熱心に就職活動を行う意欲を有すると認められること。
- 三 第二十五条第一項各号に掲げる措置を受ける必要があると認められること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、生活の状況その他の事項について厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いて定める要件に該当すること。

(手帳の有効期間)

第二十三条 手帳は、厚生労働省令で定める期間、その効力を有する。

2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者であつて、前項の手帳の有効期間を経過してもなお就職が困難であり、引き続き第二十五条第一項各号に掲げる措置を実施する必要があると認められるものについて、その手帳の有効期間を厚生労働省令で定める期間延長することができる。

3 前二項の厚生労働省令で定める期間を定めるに当たつては、特定地域に居住する者について特別の配慮をすることができる。

(手帳の失効)

第二十四条 手帳は、公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その効力を失う。

- 一 新たに安定した職業に就いたとき。
- 二 第二十二号各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至つたとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いて定める要件に該当するとき。

2 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨を当該手帳の発給を受けた者に通知するものとする。

(計画の作成)

第二十五条 厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

- 一 職業指導及び職業紹介
- 二 公共職業能力開発施設を行う職業訓練(職業能力開発総合大学校の行うものを含む。)
- 三 国又は地方公共団体が実施する訓練(前号に掲げるものを除く。)であつて、失業者に作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われるもの(国又は地方公共団体の委託を受けたものが行うものを含む。)
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの。

2 厚生労働大臣は、前項の計画を作成しようとする場合には、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

(公共職業安定所長の指示)

第二十六条 公共職業安定所長は、手帳を発給するときは、手帳の発給を受ける者に対して、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、当該手帳の有効期間中前条第一項の計画に準拠した同項各号に掲げる措置(以下「就職促進の措置」という。)の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者について当該手帳の有効期間を延長するとき、改めて、その延長された有効期間中就職促進の措置の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

3 公共職業安定所長は、前二項の指示を受けた者の就職促進の措置の効果が高めるために必要であると認めるときは、その者に対する指示を変更することができる。

(関係機関等の責務)

第二十七条 職業安定機関、地方公共団体及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(第四十九条第二項及び第三項において「機構」という。)は、前条第一項又は第二項の指示を受けた者の就職促進の措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するよう努めなければならない。

2 前条第一項又は第二項の指示を受けた者は、その就職促進の措置の実施に当たる職員に指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くよう努めなければならない。

(手当の支給)

第二十八条 国及び都道府県は、第二十六条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、手帳の有効期間中、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三十二号)の規定に基づき、手当を支給することができる。

(就職促進指導官)

第二十九条 就職促進の措置としての職業指導は、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第九条の二第一項の就職促進指導官に行わせるものとする。

(報告の請求)

第三十条 公共職業安定所長は、第二十六条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対し、その就職活動の状況について報告を求めることができる。

(特定地域における措置)

第三十一条 厚生労働大臣は、特定地域に居住する中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、就業の機会の増大を図るための事業の実施その他これらの者の雇用を促進するため必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

第三十二条 厚生労働大臣は、特定地域における中高年齢失業者等の就職の状況等からみて必要があると認めるときは、当該特定地域において計画実施される公共事業(国及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人)であつて、政令で定めるものに限る。)(次項において「国等」という。)自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。以下同じ。))について、その事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とその他の中高年齢失業者等の

数との比率（以下「失業者吸収率」という。）を定めることができる。

2 失業者吸収率の定められている公共事業を計画実施する国等又は地方公共団体等（これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。以下「公共事業の事業主体等」という。）は、公共職業安定所の紹介により、常に失業者吸収率に該当する数の中高年齢失業者等を雇い入れていなければならない。

3 公共事業の事業主体等は、前項の規定により雇入れを必要とする数の中高年齢失業者等を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる。
（厚生労働省令への委任）

第三十三条 この節に定めるもののほか、手帳の発給、手帳の返納その他手帳に関し必要な事項、第二十六条第一項又は第二項の指示の手続に関し必要な事項及び公共事業への中高年齢失業者等の吸収に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 地域の実情に応じた高齢者の多様な就業の機会の確保

（地域の実情に応じた高齢者の多様な就業の機会の確保に関する計画）

第三十四条 地方公共団体は、単独で又は共同して、次条第一項の協議会における協議を経て、地域の実情に応じた高齢者の多様な就業の機会の確保に関する計画（以下この条及び同項において「地域高齢者就業機会確保計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 地域高齢者就業機会確保計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域高齢者就業機会確保計画の対象となる区域（次項第一号において「計画区域」という。）

二 地域の特性を生かして重点的に高齢者の就業の機会の確保を図る業種に関する事項

三 国が実施する高齢者の雇用に資する事業に関する事項

四 計画期間

3 地域高齢者就業機会確保計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 計画区域における高齢者の就業の機会の確保の目標に関する事項

二 地方公共団体及び次条第一項の協議会の構成員その他の関係者が実施する高齢者の就業の機会の確保に資する事業に関する事項

4 地方公共団体は、第一項の同意を得た地域高齢者就業機会確保計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5 政府は、第一項の同意を得た地域高齢者就業機会確保計画（前項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの）に係る第二項第三号に規定する事業について、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものとする。
（協議会）

第三十五条 地方公共団体、関係機関、第三十七条第二項に規定するシルバー人材センター、事業主団体、高齢者の就業に関連する業務に従事する者その他の関係者は、高齢者の多様な就業の機会の確保に関する地域の課題について、情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域高齢者就業機会確保計画に関し必要な事項その他地域の実情に応じた高齢者の多様な就業の機会の確保の方策について協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項の協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

第五章 定年退職者等に対する就業の機会の確保

（国及び地方公共団体の講ずる措置）

第三十六条 国及び地方公共団体は、定年退職者その他の高齢退職者の職業生活の充実その他福祉の増進に資するため、臨時的かつ短期的な就業又は次条第一項の軽易な業務に係る就業を希望するこれらの者について、就業に関する相談を実施し、その希望に応じた就業の機会を提示する団体を育成し、その他その就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第六章 シルバー人材センター等

第一節 シルバー人材センター

第三十七条 都道府県知事は、定年退職者その他の高齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。）に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もつて高齢者の福祉の増進に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人（次項及び第四十四条第一項において「高齢者就業援助法人」という。）であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、市町村（特別区を含む。第三十九条及び第四十四条において同じ。）の区域（当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、次条第一項第一号及び第二号に掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域）ごとに、一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、第四十四条第一項の指定を受けた者（以下「シルバー人材センター連合」という。）に係る同項の指定に係る区域（同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域。以下「連合の指定区域」という。）については、この項の指定に係る区域とすることはできない。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、高齢者の福祉の増進に資すると認められること。

2 前項の指定は、その会員に同項の指定を受けた者（以下「シルバー人材センター」という。）を二以上有する高齢者就業援助法人に対してはすることができない。

3 都道府県知事は、第一項の指定をしたときは、シルバー人材センターの名称及び住所、事務所の所在地並びに当該指定に係る地域を公示しなければならない。

4 シルバー人材センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。（業務等）

第三十八条 シルバー人材センターは、前条第一項の指定に係る区域（以下「センターの指定区域」という。）において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢退職者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。

二 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢退職者のために、職業紹介事業を行うこと。

三 高齢退職者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、高齢退職者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関し必要な業務を行うこと。

2 シルバー人材センターは、職業安定法第三十条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出て、前項第二号の業務として、有料の職業紹介事業を行うことができる。

3 前項の規定による有料の職業紹介事業に関しては、シルバー人材センターを職業安定法第四十条第九項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十条第一項の規定による許可とみなして、同法第五条の二から第五条の七まで、第十八条の二、第三十二条の三、第三十二条の四第二項、第三十二条の八第一項、第三十二条の九第二項、第三十二条の十から第三十二条の十三まで、第三十二条の十五、第三十二条の十六、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の

は、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。（業務等）

第三十八条 シルバー人材センターは、前条第一項の指定に係る区域（以下「センターの指定区域」という。）において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢退職者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。

二 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢退職者のために、職業紹介事業を行うこと。

三 高齢退職者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、高齢退職者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関し必要な業務を行うこと。

2 シルバー人材センターは、職業安定法第三十条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出て、前項第二号の業務として、有料の職業紹介事業を行うことができる。

3 前項の規定による有料の職業紹介事業に関しては、シルバー人材センターを職業安定法第四十条第九項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十条第一項の規定による許可とみなして、同法第五条の二から第五条の七まで、第十八条の二、第三十二条の三、第三十二条の四第二項、第三十二条の八第一項、第三十二条の九第二項、第三十二条の十から第三十二条の十三まで、第三十二条の十五、第三十二条の十六、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の

四まで、第五十一条及び第六十四条から第六十七条までの規定並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第十八条の二中「第三十二条の九第二項」とあるのは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第三項の規定により適用される第三十二条の九第二項」と、同法第三十二条の三第一項中「第三十条第一項の許可を受けた者」とあるのは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第二項の規定により届け出て、有料の職業紹介事業を行う者」と、同法第三十二条の四第二項中「許可証の交付を受けた者は、当該許可証」とあるのは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第二項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類」と、同法第三十二条の九第二項中「前項第二号又は第三号」とあるのは、「前項第二号」とする。

4 前二項に定めるもののほか、第二項の規定による有料の職業紹介事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 シルバー人材センターは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出て、第一項第四号の業務として、その構成員である高年齢退職者のみを対象として労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業（以下「労働者派遣事業」という。）を行うことができる。

6 前項の規定による労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第五条第五項、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十条、第十四条第一項第三号、第三十条、第三十七条第一項第九号並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、シルバー人材センターを労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主と、前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一項の規定による許可とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる

<p>第五項の許可を受けようとする者</p>	<p>申請書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>
<p>第八項の許可証の交付を受けた者は、当該許可証</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>
<p>前二項に定めるもののほか、第五項の規定による労働者派遣事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>
<p>都道府県知事は、第一項の指定をしたときは、当該指定をした業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域を公示しなければならない。</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>	<p>届出書</p>

された業種及び職種について前条第五項の規定により労働者派遣事業（派遣就業（労働者派遣法第二十三条の二に規定する派遣就業をいう。）の場所が当該市町村の区域内にある場合に限る。）を行う場合における前条第一項第四号の規定の適用については、同号中「及びその他の軽易な業務」とあるのは、「並びにその他の軽易な業務及びその能力を活用して行う業務」とする。

第四十条 都道府県知事は、前条第一項の指定をした業種及び職種が同項に規定する基準に適合しなくなつたときは、遅滞なく、その指定を取り消すものとする。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

第四十一条 シルバー人材センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 シルバー人材センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。（監督命令）

第四十二条 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、シルバー人材センターに対し、第三十八条第一項（第三十九条第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第四十三条 都道府県知事は、シルバー人材センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第三十七条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第三十八条第一項に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。

四 前条の規定に基づく処分違反したとき。

五 第五十三条第一項の条件に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第二節 シルバー人材センター連合

第四十四条 都道府県知事は、その会員に二以上のシルバー人材センターを有する高齢者就業援助法人であつて、次条において準用する第三十八條第一項に規定する業務に関し第三十七條第一項各号に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該高齢者就業援助法人の会員であるシルバー人材センターに係るセンターの指定区域と当該地域における臨時的かつ短期的な就業の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従つて必要と認められる市町村の区域を併せた区域ごとに一個に限り、次条において準用する第三十八條第一項に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、当該指定をするに当たつては、当該市町村の区域から、当該指定に係る申請をした高齢者就業援助法人の会員でないシルバー人材センターに係るセンターの指定区域及び連合の指定区域を除外するものとする。

2 シルバー人材センターがシルバー人材センター連合の会員となつたときは、当該シルバー人材センター連合は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。当該届出があつたときは、当該シルバー人材センターに併せて連合の指定区域と当該シルバー人材センターに係るセンターの指定区域を併せた区域を当該シルバー人材センター連合に係る連合の指定区域とするものとする。

3 第一項の指定又は前項の届出があつたときは、当該指定又は届出に係るシルバー人材センター連合の会員であるシルバー人材センターに係る第三十七條第一項の指定は、その効力を失うものとする。

4 都道府県知事は、第二項の届出があつた場合において、シルバー人材センター連合からその連合の指定区域の変更に関する申出があつたときは、当該連合の指定区域を変更し、当該連合の指定区域と第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて必要と認められる市町村の区域を併せた区域を当該シルバー人材センター連合に係る連合の指定区域とすることができる。ただし、当該変更をするに当たつては、当該市町村の区域から、センターの指定区域及び連合の指定区域を除外するものとする。

第四十五条 第三十七條第三項から第五項まで及び第三十八條から第四十三條までの規定は、シ

ルバー人材センター連合について準用する。この場合において、第三十七條第三項中「第一項の指定をしたとき」とあるのは、「第四十四条第一項の指定をしたとき及び同条第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同条第四項の連合の指定区域の変更をしたとき」と、「所在地並びに当該指定に係る地域」とあるのは、「所在地並びに当該指定に係る地域（当該変更があつたときは、当該変更後の地域）」と、第三十八條第一項中「前条第一項の指定に係る区域（以下「センターの指定区域」という。）」とあるのは、「連合の指定区域」と、同条第三項中「第三十八條第二項」とあるのは、「第四十五條において準用する同法第三十八條第二項」と、同条第五項中「その構成員である高齢者退職者のみ」とあるのは、「その直接又は間接の構成員である高齢者退職者のみ」と、同条第六項の表第五條第二項中「第三十八條第五項」とあるのは、「第四十五條において準用する同法第三十八條第五項」と、同条第六項の表第六條第八項中「シルバー人材センター」とあるのは、「シルバー人材センター連合」と、第三十九條第一項中「センターの指定区域」とあるのは、「連合の指定区域」と、第四十二條中「この節」とあるのは、「第六章第二節」と、第四十三條第一項中「第三十七條第一項」とあるのは、「第四十四條第一項」と、同項第三号中「この節」とあるのは、「第六章第二節」と読み替へるものとする。

第三節 全国シルバー人材センター事業協会

第四十六条 厚生労働大臣は、シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の健全な発展を図るとともに、定年退職者その他の高齢者退職者の能力の積極的な活用を促進することにより、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

第四十七条 前条の指定を受けた者（以下「全国シルバー人材センター事業協会」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の業務に関し啓発活動を行うこと。

二 シルバー人材センター又はシルバー人材センター連合の業務に従事する者に対する研修を行うこと。

三 シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。

四 シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の業務に関する情報及び資料を収集し、並びにシルバー人材センター、シルバー人材センター連合その他の関係者に対し提供すること。

五 前各号に掲げるもののほか、シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の健全な発展並びに定年退職者その他の高齢者退職者の能力の積極的な活用を促進するために必要な業務を行うこと。

第四十八条 第三十七條第三項から第五項まで及び第四十一條から第四十三條までの規定は、全国シルバー人材センター事業協会について準用する。この場合において、第三十七條第三項から第五項まで及び第四十一條から第四十三條までの規定中「都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と、第三十七條第三項中「第一項」とあるのは、「第四十七條第三項」と、事務所の所在地並びに当該指定に係る地域」とあるのは、「並びに事務所の所在地」と、第四十二條中「この節」とあるのは、「第六章第三節」と、「第三十八條第一項（第三十九條第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）」とあるのは、「第四十七條」と、第四十三條第一項中「第三十七條第一項」とあるのは、「第四十六條」と、同項第一号中「第三十八條第一項」とあるのは、「第四十七條」と、同項第三号中「この節」とあるのは、「第六章第三節」と読み替へるものとする。

第七章 国による援助等

第四十九条 国は、高齢者等（厚生労働省令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の職業の安定その他福祉の増進を図るため、高齢者等職業安定対策基本方針に従い、事業主、労働者その他の関係者に対し、次に掲げる措置その他の援助等の措置を講ずることができる。

一 一定年の引上げ、継続雇用制度の導入、再就職の援助等高齢者等の雇用の機会の増大に

二 シルバー人材センター又はシルバー人材センター連合の業務に従事する者に対する研修を行うこと。

三 シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。

四 シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の業務に関する情報及び資料を収集し、並びにシルバー人材センター、シルバー人材センター連合その他の関係者に対し提供すること。

五 前各号に掲げるもののほか、シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の健全な発展並びに定年退職者その他の高齢者退職者の能力の積極的な活用を促進するために必要な業務を行うこと。

第四十九条 国は、高齢者等（厚生労働省令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の職業の安定その他福祉の増進を図るため、高齢者等職業安定対策基本方針に従い、事業主、労働者その他の関係者に対し、次に掲げる措置その他の援助等の措置を講ずることができる。

一 一定年の引上げ、継続雇用制度の導入、再就職の援助等高齢者等の雇用の機会の増大に

資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対し給付金を支給すること。
二 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三 労働者がその高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするため、労働者に対して、必要な助言又は指導を行うこと。
2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる措置の実施に関する事務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。
3 機構は、第一項第一号に掲げる措置の実施に関する事務を行う場合において当該事務に必要と認めるときは、事業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

(雇用の改善の研究等)
第五十条 国は、高齢者の雇用の安定その他福祉の増進に資するため、高齢者の職域の拡大その他の雇用の改善、職業能力の開発及び向上等の事項に関し必要な調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

(職業紹介等を行う施設等の整備等)
第五十一条 国は、高齢者に対する職業紹介等を効果的に行うために必要な施設の整備に努めるものとする。
2 国は、地方公共団体等が、高齢者に対し職業に関する相談に応ずる業務を行う施設を設置する等高齢者の雇用を促進するための措置を講ずる場合には、必要な援助を行うことができる。

第八章 雑則
(雇用状況等の報告)
第五十二条 事業主は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより、定年、継続雇用制度、六十五歳以上継続雇用制度及び創業支援等措置の状況その他高齢者の就業の機会の確保に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。
2 厚生労働大臣は、前項の毎年一回の報告のほか、この法律を施行するために必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対し、同項に規定する状況について必要な事項の報告を求めることができる。

(指定の条件)
第五十三条 この法律の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限られ、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。(経過措置)
第五十三条の二 この法律の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。(権限の委任)
第五十四条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。
第九章 罰則
第五十五条 第四十九条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。
第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科す。
第五十七条 第十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者(法人であるときは、その代表者)は、十万円以下の過料に処する。

附則
第一条 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。
第二条 削除
(国、地方公共団体等における中高年齢者の雇用に関する暫定措置)
第三条 国及び地方公共団体並びに法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人(これらの法人のうち、その資本金全部若しくは大部分が国若しくは地方公共団体

からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。)が行う第二項第一号に規定する中高年齢者の雇用については、当分の間、なお身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第三十六号)第二条の規定による改正前の第七号から第九号までの規定の例による。この場合において、同法第二条の規定による改正前の第七号第一項及び第九号中「労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」とする。
附則 (昭和五一年五月二八日法律第三六号) 抄
第一条 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。
附則 (昭和五三年一月一八日法律第一〇七号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和五九年八月一〇日法律第七一号) 抄
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。
附則 (昭和五九年二月二五日法律第八七号) 抄
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。
附則 (昭和五九年四月三〇日法律第四三号) 抄
第一条 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定並びに次条、附則第三条、第五条及び第六条の規定、附則第

七条の規定(沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)第四十七条第一項の改正規定中「第三章」を「第三章第三節」に改める部分を除く。)、附則第八条の規定(特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)第二十三条第三項の改正規定中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める部分を除く。)並びに附則第十条の規定は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六一年二月四日法律第九三号) 抄
第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。
附則 (平成元年六月二八日法律第三六号) 抄
第一条 この法律は、平成元年十月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法の目次の改正規定(「第六十一条の二」を「第六十二条」に改める部分に限る。)、同法第一条、第三条及び第六十一条の二第二項の改正規定、同法第六十二条を削り、同法第六十一条の二を同法第六十二条とする改正規定、同法第六十五条、第六十六条第三項第三号及び第五項第一号並びに第六十八条第二項の改正規定、第二条の規定並びに附則第三条、第四条及び第七条から第十二条までの規定は、公布の日から施行する。
附則 (平成二年六月二九日法律第六〇号) 抄
第一条 この法律は、平成二年十月一日から施行する。
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第三条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要であると認めるときは、新法の規定について検討

からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。)が行う第二項第一号に規定する中高年齢者の雇用については、当分の間、なお身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第三十六号)第二条の規定による改正前の第七号から第九号までの規定の例による。この場合において、同法第二条の規定による改正前の第七号第一項及び第九号中「労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」とする。
附則 (昭和五一年五月二八日法律第三六号) 抄
第一条 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。
附則 (昭和五三年一月一八日法律第一〇七号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和五九年八月一〇日法律第七一号) 抄
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。
附則 (昭和五九年二月二五日法律第八七号) 抄
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。
附則 (昭和五九年四月三〇日法律第四三号) 抄
第一条 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定並びに次条、附則第三条、第五条及び第六条の規定、附則第

七条の規定(沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)第四十七条第一項の改正規定中「第三章」を「第三章第三節」に改める部分を除く。)、附則第八条の規定(特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)第二十三条第三項の改正規定中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める部分を除く。)並びに附則第十条の規定は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六一年二月四日法律第九三号) 抄
第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。
附則 (平成元年六月二八日法律第三六号) 抄
第一条 この法律は、平成元年十月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法の目次の改正規定(「第六十一条の二」を「第六十二条」に改める部分に限る。)、同法第一条、第三条及び第六十一条の二第二項の改正規定、同法第六十二条を削り、同法第六十一条の二を同法第六十二条とする改正規定、同法第六十五条、第六十六条第三項第三号及び第五項第一号並びに第六十八条第二項の改正規定、第二条の規定並びに附則第三条、第四条及び第七条から第十二条までの規定は、公布の日から施行する。
附則 (平成二年六月二九日法律第六〇号) 抄
第一条 この法律は、平成二年十月一日から施行する。
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第三条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要であると認めるときは、新法の規定について検討

七条の規定(沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)第四十七条第一項の改正規定中「第三章」を「第三章第三節」に改める部分を除く。)、附則第八条の規定(特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)第二十三条第三項の改正規定中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める部分を除く。)並びに附則第十条の規定は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六一年二月四日法律第九三号) 抄
第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。
附則 (平成元年六月二八日法律第三六号) 抄
第一条 この法律は、平成元年十月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法の目次の改正規定(「第六十一条の二」を「第六十二条」に改める部分に限る。)、同法第一条、第三条及び第六十一条の二第二項の改正規定、同法第六十二条を削り、同法第六十一条の二を同法第六十二条とする改正規定、同法第六十五条、第六十六条第三項第三号及び第五項第一号並びに第六十八条第二項の改正規定、第二条の規定並びに附則第三条、第四条及び第七条から第十二条までの規定は、公布の日から施行する。
附則 (平成二年六月二九日法律第六〇号) 抄
第一条 この法律は、平成二年十月一日から施行する。
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第三条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要であると認めるときは、新法の規定について検討

七条の規定(沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)第四十七条第一項の改正規定中「第三章」を「第三章第三節」に改める部分を除く。)、附則第八条の規定(特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)第二十三条第三項の改正規定中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める部分を除く。)並びに附則第十条の規定は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六一年二月四日法律第九三号) 抄
第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。
附則 (平成元年六月二八日法律第三六号) 抄
第一条 この法律は、平成元年十月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法の目次の改正規定(「第六十一条の二」を「第六十二条」に改める部分に限る。)、同法第一条、第三条及び第六十一条の二第二項の改正規定、同法第六十二条を削り、同法第六十一条の二を同法第六十二条とする改正規定、同法第六十五条、第六十六条第三項第三号及び第五項第一号並びに第六十八条第二項の改正規定、第二条の規定並びに附則第三条、第四条及び第七条から第十二条までの規定は、公布の日から施行する。
附則 (平成二年六月二九日法律第六〇号) 抄
第一条 この法律は、平成二年十月一日から施行する。
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第三条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要であると認めるときは、新法の規定について検討

を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成四年六月三日法律第六七号）抄

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

附則（平成五年一月一日法律第八九号）抄

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則（平成六年六月一七日法律第三四号）抄

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中高齢者等の雇用の安定等に関する法律の目次の改正規定（第五章を改める部分に限る。）、同法第四章の次に一章を加える改正規定（第四十四条の三第五項に係る部分を除く。）並びに同法第四十七条、第四十八条及び第五十一条の改正規定並びに附則第五

条中労働省設置法（昭和二十四年法律第六百七十二号）第四条第四十一号の二及び第五十条第六十号の二の改正規定、平成六年七月一日

二 第一条のうち高齢者等の雇用の安定等に関する法律の目次の改正規定（「第八条」を「第八条の二」に改める部分に限る。）、同法第二条の二の改正規定、同法第二条の三に一項を加える改正規定及び同法第三章第一節中第八条の次に一章を加える改正規定、平成六年十月一日

三 第一条中高齢者等の雇用の安定等に関する法律の目次の改正規定（第二節を改める部分に限る。）、同法第三章第二節の次に一章を加える改正規定（第四十四条の三第五項に係る部分に限る。）、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二条の規定及び附則第六条の規定、平成十年四月一日

（罰則に関する経過措置）
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成七年三月三十一日法律第五四号）抄
第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。
附則（平成八年五月一五日法律第三七号）抄
第一条 この法律は、平成八年十月一日から施行する。
附則（平成八年六月一九日法律第九〇号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、平成十一年四月一日から施行する。
附則（平成九年五月九日法律第四五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）の目次、第十五条の六第一項、第十六条第一項及び第二項、第

十七条、第二十五条、第五節の節名並びに第二十七条の改正規定、能開法第二十七条の次に節名を付する改正規定並びに能開法第二十七条の二第二項、第九十七条の二及び第九十九条の二の改正規定、第二条の規定（雇用促進事業団法第十九条第一項第一号及び第二号の改正規定に限る。）並びに次条から附則第四条まで、附則第六条から第八条まで及び第十条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十三条第一項第四号中「第十条第二項」を「第十条の二第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第十八条から第二十三条までの規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成九年一月二九日法律第一三三号）抄
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。
附則（平成一一年三月三十一日法律第二〇号）抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条から第四十九条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一一年七月七日法律第八四号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（政令への委任）
第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）
第七条 この法律の施行前にした行為並びに附則第三条及び第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成一一年七月七日法律第八五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一一年七月七日法律第八五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一一年七月七日法律第八五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一一年七月七日法律第八五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一一年七月七日法律第八五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一一年七月七日法律第八五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一一年七月七日法律第八五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一一年七月七日法律第八五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一一年七月七日法律第八五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一一年七月七日法律第八五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一一年七月七日法律第八五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一一年七月七日法律第八五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一一年七月七日法律第八五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五

条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ること）に係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則

第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十

項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規

定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定

に係る部分を除く。）並びに第四百七十二

条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第

六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る

部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、

第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第

四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、

第一百五十七条第四項から第六項まで、第六

十條、第六十三條、第六十四條並びに第

二百二條の規定、公布の日

（国等の事務）
第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。
第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含

む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、で

きる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるものと及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成二十二年二月二日法律第一六〇号)抄

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る)、第千三百五五条、第千三百六六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則(平成二十二年五月二日法律第六〇号)抄

第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

(高年齢者等雇用安定センターに関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際、現に改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「旧法」という。)第二十四条第一項の規定による指定を受けている者(以下「旧中央センター」という。)は、改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「新法」という。)第二十四条第一項の規定を受けた者と、現に旧法第四十条の規定による指定を受けている者(以下「旧都道府県センター」という。)は、新法第四十条の規定による指定を受けた者とみなす。

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧法第二十四条第二項若しくは第四項(これらの規定を旧法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定又は旧法第二十六条第四項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、新法第二

十四條第二項若しくは第四項(これらの規定を新法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定又は新法第二十六条第四項の規定によりされた公示とみなす。

3 この法律の施行前に、旧法又はこれに基づく命令により旧中央センター若しくは旧都道府県センターに対して行い、又はこれらの者が行った処分、手続その他の行為は、新法又はこれに基づく命令中の相当する規定によつて、新法第二十四条第二項に規定する中央高年齢者等雇用安定センター(以下「新中央センター」という。)若しくは新法第四十一条に規定する都道府県高年齢者等雇用安定センター(以下「新都道府県センター」という。)に対して行い、又はこれらの者が行った処分、手続その他の行為とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法第二十六条第五項の規定に基づき旧中央センターが同項の認可を受けて旧都道府県センターに対して行つてい雇用安定事業関係業務の一部の委託については、新中央センターが新法第二十六条第五項の規定に基づき新都道府県センターに対して行つてい委託とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧中央センターの役員である者が施行日前にした旧法第三十四条第二項に該当する行為は、新法第三十四条第二項に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

(政令への委任)

第三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、新法の施行の状況に勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成一四年七月三十一日法律第九八号)抄

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八條第二項、第三十三條第二項及び第三十三條並びに第三十九條の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第三十八條 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九條 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附則(平成一四年一月二日法律第一六五号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六條(障害者の雇用の促進等に関する法律第十四條第二項の改正規定(第二十七條第三項)を「第五十四條第三項」に改める部分を除く。)を除く。第七條、第八條、第十條及び第十二條から第十九條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

(障害者の雇用の促進等に関する法律等の一部改正に伴う経過措置)

第八條 旧障害者雇用促進法(第五十四條を除く。)又は旧高年齢者等雇用安定法(第三十四條を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律、附則第六條の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律又は前條の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十條 附則第六條及び第七條の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一條 附則第二條から第四條まで及び前三條に定めるもののほか、機構の成立に伴い必要な

経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一四年一月三日法律第一七〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一五年六月一三日法律第八二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年六月一日法律第一〇三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第三条の規定 平成十七年四月一日

二 第二条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九号、第十号、第十五号、第十六号、第十七号、第十八号、第十九号、第二十条、第二十一条及び第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則に三条を加える改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定 平成十八年四月一日

（高年齢者職業経験活用センターに関する経過措置）

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「旧法」という。）第三十二条第一項の規定により指定を受けている法人については、旧法第三十二条から第三十六条までの規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後も、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則（平成一九年六月八日法律第七九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二三年四月二七日法律第二六号）抄

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二四年四月六日法律第二七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

（派遣労働者の雇用の安定）

第二条 政府は、この法律の施行により労働者派遣による就業ができなくなる派遣労働者その他の派遣労働者の雇用の安定を図るとともに、事業主の労働力の確保を支援するため、公共職業安定所又は職業紹介事業者（職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。）の行う職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の規定の施行の状況等を勘案し、更なる派遣労働者の保護のための方策を含め、これらの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定を踏まえつつ、派遣労働者の保護を図ることの重要性にかんがみ、派遣

先の責任の在り方等派遣労働者の保護を図る観点から特に必要と認められる事項について、速やかに検討を行うものとする。

3 政府は、この法律の施行後、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の規定の施行の状況、高齢者の就業の実態等を勘案し、常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の在り方、物の製造の業務についての労働者派遣の在り方及び特定労働者派遣事業（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第五号に規定する特定労働者派遣事業をいう。）の在り方について、速やかに検討を行うものとする。

（一般労働者派遣事業の許可の取消し等に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律又は第四条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（附則第七条において「旧高年齢者等雇用安定法」という。）の規定により許可を受けて、又は届出書を提出して労働者派遣事業を行っている者に對する許可の取消し若しくは事業の廃止の命令又は事業の停止の命令に關しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条 施行日において現に旧高年齢者等雇用安定法第四十二条第二項（旧高年齢者等雇用安定法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行っているシルバー人材センター又はシルバー人材センター連合は、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、なお従前の例により当該無料の職業紹介事業を行うことができる。

2 前項のシルバー人材センター又はシルバー人材センター連合が、同項の期間において、第四条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による有料の職業紹介事業の届出をしたときは、旧高年齢者等雇用安定法第四十二条第三項（旧高年齢者等雇用安定法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十三条の二第七項に

において準用する同法第三十二条の八第一項の規定による廃止の届出をしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二四年九月五日法律第七八号）抄

1 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の第九条第三項に規定する指針の策定及びこれに關し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項及び同条第四項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の第九条第二項の規定により同条第一項第二号に掲げる措置を講じたものとみなされている事業主については、同条第二項の規定は、令和七年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「係る基準」とあるのは、この法律の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間については「係る基準（六十一歳以上の者を対象とするものに限る。）」と、同年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間については「係る基準（六十二歳以上の者を対象とするものに限る。）」と、同年四月一日から令和四年三月三十一日までの間については「係る基準（六十三歳以上の者を対象とするものに限る。）」と、同年四月一日から令和七年三月三十一日までの間については「係る基準（六十四歳以上の者を対象とするものに限る。）」とする。

附則（平成二七年九月一八日法律第七三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十七年九月三十日から施行する。

附則（平成二八年三月三十一日法律第一七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十条及び第三十三条の規定 公布の日
- 二 第一条中雇用保険法第六十二条第一項及び第六十三条第一項の改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項、第五項及び第九項の改正規定並びに第四条の規定並びに附則第十条、第十五条、第二十六条、第二十八条及び第三十一条の規定 平成二十八年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第六条、第八条及び第十四条の規定並びに附則第三条、第十三条、第二十四条から第二十六号まで、第二十九号から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条及び第四十八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

附則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

- 二・三 略
- 四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八号第一項、第六十条の二第四項、第七十六号第二項及び第七十九号の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」とを「百分の八十を」とに改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七号中育児・介護休業法第五十三号第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十号第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）、第十九条中中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八号第三項の改正規定（「第四条第九項」を「第四条第八項」を「第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四号第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八号の三及び第四十八号の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二号、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）、の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成三〇年七月六日法律第七一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、

附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第十八号の改正規定、附則第十九条中中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八号及び第三十八号第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第五十二号の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定（「平成十一年法律第四十六号」の下に、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。）、並びに附則第三十条の規定 公布の日

二 第五条の規定（労働者派遣法第四十四条から第四十六条までの改正規定を除く。）、並びに第七条及び第八条の規定並びに附則第六条、第七号第一項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十三条及び第十七条の規定、附則第十八条（前号に掲げる規定を除く。）、附則第十九条（前号に掲げる規定を除く。）、の規定、附則第二十条（前号に掲げる規定を除く。）、の規定、附則第二十一条、第二十三条及び第二十六条の規定並びに附則第二十八条（前号に掲げる規定を除く。）、の規定 令和二年四月一日

（時間外及び休日の労働に係る協定に関する経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の労働基準法（以下「新労基法」という。）、第三十六条の規定（新労基法第百三十九号第二項、第百四十号第二項、第百四十一条第四項及び第百四十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、は、平成三十一年四月一日以後の期間のみを定めている協定について適用し、同年三月三十一日を含む期間を定めている協定については、当該協定に定める期間の初日から起算して一年を経過する日までの間については、なお従前の例による。

（中小事業主に関する経過措置）
第三条 中小事業主（その資本の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）

以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）以下である事業主をいう。第四項及び附則第十一条において同じ。）の事業に係る協定（新労基法第百三十九号第二項に規定する事業、第百四十号第二項に規定する業務、第百四十一条第四項に規定する者及び第百四十二条に規定する事業に係るものを除く。）については、「平成三十一年四月一日」とあるのは、「平成三十二年四月一日」とする。

2 前項の規定により読み替えられた前条の規定によりなお従前の例によることとされた協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者は、当該協定をするに当たり、新労基法第三十六条第一項から第五項までの規定により当該協定に定める労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させることができる時間を勘案して協定をするように努めなければならない。

3 政府は、前項に規定する者に対し、同項の協定に関して、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

4 行政官庁は、当分の間、中小事業主に対し新労基法第三十六条第九項の助言及び指導を行うに当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情を踏まえて行うよう配慮するものとする。（年次有給休暇に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際四月一日以外の日が基準日（継続勤務した期間を労働基準法第三十九条第二項に規定する六箇月経過日から一年ごととに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間をいう。以下この条において同じ。）、の初日をいう。同法第三十九条第一項から第三項までの規定による有給休暇を当該有給休暇に係る当該各期間の初日より前の日から与えることとした場合はその日をいう。以下この条において同じ。）である労働者に係る有給休暇については、この法律の施行の日後の最初の基準日の前日までの間は、新労基法第三十九条第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（面接指導に関する経過措置）
第五条 事業者は、附則第二条（附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

む。)の規定によりなお従前の例によることとされた協定が適用されている労働者に対しては、第四条の規定による改正後の労働安全衛生法(以下この条において「新安衛法」という。)第六十六条の八の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定による面接指導を行うことを要しない。この場合において、当該労働者に対する新安衛法第六十六条の八第一項の規定の適用については、同項中「労働者(次条第一項に規定する者及び)」とあるのは、「労働者」とする。(労働者派遣事業の許可の取消し等に関する経過措置)

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第五条の規定による改正前の労働者派遣法の規定により許可を受けている者に対する許可の取消し又は事業の停止の命令に關しては、同号に掲げる規定の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に労働者派遣契約(労働者派遣法第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。以下この項において同じ。)を締結した派遣先(労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣先をいう。次項及び次条第一項において同じ。)であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後において当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣(労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下この項及び次条において同じ。)の役務の提供を受けるものは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(次項及び次条において「第二号施行日」という。)に、当該労働者派遣をする派遣元事業主(労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主をいう。次条において同じ。)に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣に係る派遣労働者(労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。次条第一項において同じ。)(が従事する業務)ごとに、比較対象労働者(第五条の規定による改正後の労働者派遣法(以下この項、次条第一項及び附則第九条において「新労働者派遣法」という。)第二十六条第八項に規定する比較対象労働者をいう。)の賃金その他の待遇に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報を提供しなければならない。この場合において、新労働者派遣法第二十

二条第十項中「第七項」とあるのは「第七項又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(平成三十年法律第七十一号)附則第七條第一項」と、労働者派遣法第二十八条及び第三十一条中「又は第四節の規定により適用される法律」とあるのは、「第四節の規定により適用される法律又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第七條第一項の規定に限る。)」と、新労働者派遣法第四十八条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第七條第一項の規定に限る。)」と、新労働者派遣法第四十條の九第一項若しくは働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第七條第一項)と、労働者派遣法第四十九條の三第一項中「この法律又はこれ」とあるのは「この法律若しくは働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第七條第一項の規定に限る。)」又はこれら」と、労働者派遣法第五十條及び第五十一條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第七條第一項の規定に限る。)」又はこれら」と、労働者派遣法第五十條の三第一項中「この法律」とあるのは「この法律若しくは働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第八條第一項の規定に限る。)」又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第八條第一項の規定に限る。)」と、労働者派遣法第四十九條の三第一項中「除く。」とあるのは「除く。」又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第八條第一項の規定に限る。)」と、労働者派遣法第十四條第一項第二号中「除く。」とあるのは「除く。」、働き方改革

六條第十項中「第七項」とあるのは「第七項又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(平成三十年法律第七十一号)附則第七條第一項」と、労働者派遣法第二十八条及び第三十一条中「又は第四節の規定により適用される法律」とあるのは、「第四節の規定により適用される法律又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第七條第一項の規定に限る。)」と、新労働者派遣法第四十條の九第一項若しくは働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第七條第一項)と、労働者派遣法第四十九條の三第一項中「この法律又はこれ」とあるのは「この法律若しくは働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第七條第一項の規定に限る。)」又はこれら」と、労働者派遣法第五十條及び第五十一條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第七條第一項の規定に限る。)」又はこれら」と、労働者派遣法第五十條の三第一項中「この法律」とあるのは「この法律若しくは働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第七條第一項の規定に限る。)」又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第八條第一項の規定に限る。)」と、労働者派遣法第四十九條の三第一項中「除く。」とあるのは「除く。」又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第八條第一項の規定に限る。)」と、労働者派遣法第十四條第一項第二号中「除く。」とあるのは「除く。」、働き方改革

第八條 派遣元事業主は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にされている労働者派遣について、第二号施行日に、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣に係る派遣労働者が協定対象派遣労働者(新労働者派遣法第三十條の五に規定する協定対象派遣労働者をいう。)であるか否かの別を当該派遣労働者に係る派遣先に通知しなければならない。この場合において、労働者派遣法第六條第一号中「この法律」とあるのは「この法律(働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(平成三十年法律第七十一号)附則第八條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、労働者派遣法第十四條第一項第二号中「除く。」とあるのは「除く。」、働き方改革

を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第八條第一項の規定に限る。)」と、新労働者派遣法第三十五條第二項中「前項」とあるのは「前項又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第八條第一項)と、「同項第二号」とあるのは「前項第二号」と、労働者派遣法第三十六條第一号中「次条」とあるのは「次条並びに働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第八條第一項)と、労働者派遣法第四十一條第一号ハ中「第三十五條」とあるのは「第三十五條又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第八條第一項)と、新労働者派遣法第四十八條第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第八條第一項の規定に限る。)」と、労働者派遣法第四十九條の三第一項中「除く。」とあるのは「除く。」又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第八條第一項の規定に限る。)」と、労働者派遣法第四十九條の三第一項中「この法律」とあるのは「この法律若しくは働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第八條第一項の規定に限る。)」又は働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第八條第一項の規定に限る。)」と、労働者派遣法第十四條第一項第二号中「除く。」とあるのは「除く。」、働き方改革

第九條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に紛争調整委員会(個別労働関係紛争の解決の促進に關する法律(平成三十三年法律第百十二号)第六條第一項の紛争調整委員会をいう。附則第十一條において同じ。)に係属している

同法第五條第一項のあつせんに係る紛争であつて、新労働者派遣法第四十七條の五に規定する紛争に該当するものについては、同條の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(衛生委員会等の決議に關する経過措置)
第十條 第六條の規定による改正前の労働時間等の設定の改善に關する特別措置法(以下この条において「旧設定改善法」という。)第七條第二項の規定により労働時間等設定改善委員会とみなされた労働安全衛生法第十八條第一項の規定により設置された衛生委員会(同法第十九條第一項の規定により設置された安全衛生委員会を含む。)の旧設定改善法第七條第一項に定める決議については、令和四年三月三十一日(平成三十一年三月三十一日を含む期間を定めているものであつて、その期間が令和四年三月三十一日を超えないものについては、その期間の末日)までの間は、なおその効力を有する。

第十一條 中小事業主については、平成三十三年三月三十一日までの間、第七條の規定による改正後の短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に關する法律(以下この条において「短時間・有期雇用労働法」という。)第二條第一項、第三條、第三章第一節(第十五條及び第十八條第三項を除く。)(及び第四章(第二十六條及び第二十七條を除く。))の規定は、適用しない。この場合において、第七條の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に關する法律第二條、第三條、第三章第一節(第十五條及び第十八條第三項を除く。)(及び第四章(第二十六條及び第二十七條を除く。))の規定並びに第八條の規定による改正前の労働契約法第二十條の規定は、なおその効力を有する。

第十二條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に紛争調整委員会に係属している個別労働関係紛争の解決の促進に關する法律第五條第一項のあつせんに係る紛争であつて、短時間・有期雇用労働法第二十三條に規定する紛争に該当するもの(中小事業主以外の事業主が当事者であるものに限る。))については、同條の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3 平成三十三年四月一日前にされた申請に係る紛争であつて、同日において現に紛争調整委員会に係属している個別労働関係紛争の解決の促

進を推進するための関係法律の整備に關する法律(附則第八條第一項の規定に限る。)」と、労働者派遣法第十四條第一項第二号中「除く。」とあるのは「除く。」、働き方改革

進に関する法律第五条第一項のあつせんに係るもの（短時間・有期雇用労働法第二十三条に規定する紛争に該当するものであつて、中小事業主が当事者であるものに限る。）については、短時間・有期雇用労働法第二十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（検討）

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新労基法第三十六条の規定について、その施行の状況、労働時間の動向その他の事情を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、新労基法第三十九条に規定する事業及び新労基法第四十条に規定する業務に係る新労基法第三十六条の規定の特例の廃止について、この法律の施行後の労働時間の動向その他の事情を勘案しつつ引き続き検討するものとする。

3 政府は、前二項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を別途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の規定について、「改正後の各法律」という。）の規定について、労働者と使用者の協議の促進等を通じて、仕事と生活の調和、労働条件の改善、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保その他の労働者の職業生活の充実を図る観点から、改正後の各法律の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和元年六月一日法律第三十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十条及び第十一条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定 公布の日

二及び三 略

四 第一条中雇用保険法第六十二条第一項第三号及び第六十六条第三項第一号イの改正規定並びに同条第四項の改正規定（「前項第三号」を「前項第四号」に改める部分を除く）、第三条の規定、第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第一項第一号及び第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に一項を加える改正規定並びに同条に一項を加える改正規定並びに同法附則第十一条第二項の改正規定、第五条の規定並びに第六条中特別会計に関する法律第二百二条第二項の改正規定及び同法附則第十九条の二の改正規定（「令和元年度」を「令和三年度」に改める部分を除く。）並びに附則第九条第二項及び第十一条第一項の規定 令和三年四月一日

（準備行為）

第十条 第五条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十条の二第四項に規定する指針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行前においても、同法第十条の二第五項の規定の例により行うことができる。

（罰則に関する経過措置）

第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。